

第29回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和3年10月25日(月)

開催場所 鷺宮総合支所4階405会議室

開会時刻 午後2時30分

閉会時刻 午後3時43分

第29回 久喜市農業委員会総会議事日程

第1 開 会

第2 挨拶

第3 議事録署名委員の指名について

第4 会長提出議案上程

議案第125号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第126号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第127号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第128号 久喜市農用地利用配分計画の原案について

議案第129号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について

第5 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第6 報告第149号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第150号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第151号 農地法第3条の規定による農地転用許可申請取下願について

報告第152号 農地法第5条の規定による農地転用届出取下願について

報告第153号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第154号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第7 協議事項

第8 農政問題に対する質疑・応答

第9 閉 会

農業委員

出席委員 15名

会 長	岩 崎 長 一 君	会長代理	木 村 信 一 君
1 番	矢 野 学 君	2 番	杉 田 孝 行 君
3 番	吉 岡 憲 一 君	4 番	稲 生 裕 君
5 番	籠 宮 博 君	6 番	原 田 典 男 君
7 番	蔵 口 哲 夫 君	8 番	川 鍋 優 君
9 番	井 野 重 明 君	11 番	長 谷 川 勲 君
12 番	岡 田 武 君	13 番	木 村 実 君
16 番	鈴 木 好 雄 君		

欠席委員 4名

10 番	早 野 公 夫 君	14 番	塚 越 賢 二 君
15 番	横 田 義 明 君	17 番	渡 辺 敏 男 君

推進委員

菖蒲 7	長 谷 川 秀 之 君	鷺宮 4	鈴 木 秀 政 君
鷺宮 6	野 本 謙 一 君		

事務局

事務局長	榎 本 浩 二	副主幹 兼係長	村 田 直 洋
主 任	黒 須 一 宏	主 事	横 山 玲 央

午後 2時30分

◎開会の宣告

○事務局長（榎本浩二君） それでは、第29回農業委員会総会を始めます。

皆さん、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、早野委員さん、塚越委員さん、横田委員さん、渡辺委員さんが欠席です。それぞれの委員さんから事前にご連絡をいただいております。

それでは、初めに岩崎会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（岩崎長一君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第3に入らせていただきます。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。2番、杉田委員さん、3番、吉岡委員さん、よろしく願います。

◎経過報告

○会長（岩崎長一君） 続きまして、経過報告でございますが、今月は新たな経過報告はございません。農業委員さんのほうから、この際、皆様に周知しておくべき事項等がございましたら、ご報告を願います。よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 進ませさせていただきます。

◎議案125号

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第4、議案第125号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程いたします。

村田係長、よろしく願います。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第125号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の4ページになります。申請書番号211404番、申請人は太田袋在住の方となっております。土地の表示につきましては、太田袋地内の畑1筆、243平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用申請で、追認案件でございます。自宅敷地の一部は、以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から居宅への連絡通路の敷地として使用していましたが、昭和45年の航空写真などにより、線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号212401、申請人は菖蒲町台在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の畑1筆、363平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。既存地については、以前から農家住宅、納屋、倉、車庫、便所、物置、自転車置場となり、当該申請地はそのうちの倉の敷地の一部として使用していましたが、昭和45年の航空写真などにより、線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号212402番、申請人は菖蒲町台在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町台地内の畑1筆、53平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。自宅敷地の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。既存地については、以前から農家住宅、納屋、倉、車庫、便所、物置、自転車置場と

なり、当該申請地はそのうちの納屋の敷地の一部として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより、線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、5ページになります。申請書番号214402番、申請人は八甫在住の方となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の畑2筆、合計25.04平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。自宅敷地の一部が、以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明したものでございます。当該申請地については、以前から居宅の敷地として使用しておりましたが、昭和45年の航空写真などにより、線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号214403番、申請人は八甫在住の方となっております。土地の表示につきましては、八甫地内の畑1筆、391平米でございます。申請の内容につきましては、農家住宅敷地拡張のための宅地への転用申請でございます。申請人は、現在、当該申請地の隣地にある敷地に農業用施設を所有しておりますが、老朽化や構造上天井が低いなど、農作業をするには非常に非効率な状態であり、そのため自身が所有する当該申請地に新たに農業用施設を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま5件の説明がございました。ただいまの説明に関連して、第3調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（井野重明君） 9番、井野と申します。10月20日、早野委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号211404番でございます。申請地は、JR宇都宮線の太田袋沙太踏切の近くでございます。東側は田んぼ、西側は梨畑、南側は市道、北側は住宅となっております。昭和45年当時の航空写真にも全体が写っておりまして、この案件については追認案件でありますので、新たな工事を行わないことから周辺農地に被害が及ぶことはないと思われれます。

以上でございます。

○会長（岩崎長一君） 稲生委員。

○4番（稲生 裕君） 4番、稲生です。10月23日、岡田委員さんと一緒に現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号212401番、申請地は、市立三箇小学校より南へ100メートルほどの集落内に位置しております。周囲は、北側が宅地、東側が自宅、南側が畑、西側が畑となっております。こちらの申請は追認案件で工事を行わないことから、周囲へ被害を及ぼすことはないと思われれます。

続きまして、申請書番号212402、こちらの案件は、先ほどの案件と同じ敷地内にあります。北側が倉、自宅の倉、東が自宅、南が畑、西側が畑となっております。こちらの案件も追認案件で工事を行わないことから、周囲へ被害を及ぼすことはないと思われれます。

以上2案件については、申請書及び現地の状況から許可相当と判断いたします。以上です。

○会長（岩崎長一君） 矢野委員。

○1番（矢野 学君） 1番、矢野です。昨日、鈴木委員さんと調査したので、報告いたします。

申請書番号214402番、現地はJR東鷲宮駅より北へ約1キロの場所にあり、周囲は、北が宅地、東が住宅、南が私

道、西も私道となっており、草が生えている状態でした。追認案件ということで問題はないと思います。

申請書番号214403番、現地はJR東鷺宮駅より南東に約1キロの位置にあり耕作済みで、北が申請者本人の自宅で、東が田んぼ、南が市道、西が畑で、申請地隣の農業用倉庫が申請ということになっており、周りも本人の自宅と畑なので、周囲に被害を及ぼすことはないと思われます。よろしく願いいたします。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま3人の委員さんから5件の調査報告がございました。全体を通じましての質問をお受けをいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 直ちに討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第4条第6項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第126号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第126号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第126号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の7ページになります。

申請書番号211531番、譲受人は鷺宮5丁目在住の方、譲渡人は野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑2筆、合計111平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場敷地のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在、市内の自己用住宅にて生活しており、申請地の隣地に母親が住んでいます。母親は介護を必要としておりますが、母親の住宅敷地には駐車場はなく、訪問のたびにコインパーキングを利用して不便を来していたところ、母親の住宅の隣地である当該申請地の地権者の方から同意が得られたことから、当該申請地に駐車場を設置することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号211537番、譲受人は川越市に本社を置き、昭和18年から貨物自動車運送業等を行っている法人となります。譲渡人につきましては、除堀在住の方ほか6名となっております。土地の表示につきましては、除堀地内の田8筆、畑1筆、合計7,515平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります特別積み合わせ貨物運送事業施設建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、市内において32年間、貨物運送事業を行ってまいりましたが、圏央道の開通等による輸送需要の増加に、現在の事業敷地では荷さばきすることが難しくなり、物流拠点として荷さばき需要に十分応えられる敷地を確保し、久喜インターチェンジからも近く配送の利便性がよい場所にて特別積み合わせ貨物運送事業施設建築を計画していたところ、当該申請地の所有者である譲渡人の同意が得られたことから、当該申請地へ特別積み合わせ貨物運送事業施設を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでござ

ざいます。資金については、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書8ページになります。申請書番号211538番、譲受人は久喜東2丁目に本社を置き、平成16年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人につきましては、吉羽4丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、吉羽地内の畑1筆、田5筆、合計1,394.3平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。また、申請地は、平成3年4月1日から都市計画法第34条第11号に基づく区域指定をされた土地でございます。農地の区分につきましては、都市ガス及び上水道の管が埋設された道路に接しており、500メートル以内に1つの医療施設、1つの教育施設があることから、第3種農地と判断しております。公共施設や駅からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、当該申請地に4棟の建売住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号212508番、譲受人は戸田市に本社を置き、平成18年から土木建築業等を行っている法人となります。譲渡人は、伊奈町在住の方ほか3名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の田4筆、合計7,298平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権の設定によります農地改良のための一時転用で、転用期間は9か月間となっております。農地の区分は農用地区域でございますが、農地改良のための一時転用でありますので、農地法施行令第11条の規定に基づき許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地の所有者である譲渡人については、申請地を水田として利用していましたが、沼地のような場所でトラクターが土に潜ってしまい耕作することが困難なため、農地改良により畑とし管理していくための農地改良となっております。工法は、現在の表土の下に新たに搬入する土を入れる、いわゆる天地返しによるものでございまして、掘削の深さは100センチ、現況面から90センチのかさ上げを行う計画でございます。搬入土は、東京都港区の建設現場で発生した一般建設残土であり、農地改良後は麦の作付を予定しているということでございます。

続きまして、申請書番号213505番、譲受人は鴻巣市在住の方、譲渡人は小右衛門在住の方となっております。土地の表示につきましては、小右衛門地内の畑1筆、499平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農家分家住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール以上の第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域ではございますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域に居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして、許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて妻とともに生活しておりますが、現在の住まいでは手狭になってきたため、譲受人の妻の実家に近い当該申請地へ住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額株式会社足利銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書9ページになります。申請書番号213506番、譲受人は、加須市に事務所を置き、昭和48年から運送業等を行っている法人となります。譲渡人は、加須市在住の方となっております。土地の表示につきましては、高柳地内の畑1筆、64平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります資材置場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、当該申請地の近くにて事業所を構えております。現在荷物を運搬するパレットの一部を敷地内倉庫だけでなく、その近辺にも保管しておりますが、倉庫前の入り口近くにも置いており、大型車の接続、転回が困難であることから、大型車の接続等を可能とするために申請地を資材置場とすることを計画し、今回の申請に

至ったものでございます。資金については、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号213507番、譲受人は、東京都千代田区に本社を置き、平成23年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人につきましては、北広島在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、北広島地内の田9筆、畑4筆、合計2,813平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。公共施設や駅からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、当該申請地に11棟の建売住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書10ページになります。申請書番号214518番、譲受人は、西大輪3丁目に本社を置き、平成4年から不動産売買等を行っている法人となります。譲渡人につきましては、さいたま市在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の畑1筆、601平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。市街化区域であり、駅からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。今回は、4棟の建売住宅を販売する予定となっております。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっており、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号214520番、譲受人は上町在住の方、譲渡人は鷺宮在住の方となっております。土地の表示につきましては、鷺宮地内の畑1筆、300平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて妻と子供と生活しておりますが、子供の成長とともに現在の住まいでは手狭になってきたため、譲受人の妻の実家に近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額、株式会社埼玉りそな銀行からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号214521番、譲受人は白岡市在住の方、譲渡人は幸手市在住の方となっております。土地の表示につきましては、久本寺地内の宅地3筆、合計199.98平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための転用申請でございます。こちらの案件につきましては、令和2年9月に一度同様な事業計画にて許可を受けましたが、造成工事後、居宅を建てないまま現在に至っており、地目は宅地であります。現況は農地であることから、先月、令和3年9月の総会において計画変更の承認を受けた案件でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外の賃貸住宅にて妻とともに生活しておりますが、現在の住まいでは手狭になってきたため、大型商業施設近くで生活の利便性もよく、また幹線道路から離れて静かな住環境を確保できる当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及び三井住友信託銀行株式会社からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、議案書の11ページになります。申請書番号214522番、譲受人は外野在住の方ほか1名、譲渡人は西大

輪在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、西大輪地内の宅地4筆、合計315.09平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための転用申請でございまして、こちらの案件につきましては、平成30年3月に一度同様な事業計画にて許可を受けましたが、造成工事後、居宅を建てなのまま現在に至っており、地目は宅地であります。現況は農地であることから、先月、令和3年9月の総会にて計画変更の承認を受けた案件でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市内の賃貸住宅にて妻とともに生活しておりますが、現在の住まいでは手狭になってきたため、譲受人や譲受人の妻の職場にも近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額、埼玉みずほ農業協同組合からの融資にて賄う計画となっており、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

農地法第5条の許可申請についての説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま11件の説明がございました。第3調査班から現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

○9番（井野重明君） 9番、井野でございます。10月20日、早野委員さんと現地を調査行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号211531番でございます。申請地は、県道幸手久喜線を久喜工業高校正面に向かって進みまして、久喜工業高校正面道を道路沿いに5メートルぐらい行った先の場所でございます。東側は住宅、西側、南側が市道、北側は住宅となっております。隣接地との境には、縁石ブロック1段積みを行うことになっておりますので、周りに被害を及ぼすことはないと思われま。

引き続きまして、申請書番号211537でございます。申請地は、圏央道北側側道を菖蒲方面より久喜方面に向かい、久喜菖蒲工業団地に入る信号300メートルぐらいの手前でございます。東側は田、西側は農道、南側が圏央道側道、北側は庄兵衛堀川になっているところでございます。排水は合併処理浄化槽で、雨水は宅地内処理を原則とし、オーバーフロー分を放流するようです。また、隣接地等に万が一被害が発生した場合には責任を持って対処しますということが含まれております。

引き続きまして、申請書番号211538番でございます。申請地は、久喜駅東口より圏央道に向かって車で五、六分先のけやき通りに出る手前の市街地に隣接しているところでございます。東側は畑、西側は市道、南側は住宅、北側が道路になっているところでございます。隣接地との境にはブロックを5段積むようになってございまして、周辺農地には被害を及ぼすことはないと思われま。排水は合併浄化槽で、雨水は宅地内処理を原則とし、オーバーフロー分を放流するようですので、周辺農地には被害を及ぼすことはないと思われま。

以上3案件につきましては、よろしく願いいたしたいと思ひます。以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

稲生委員。

○4番（稲生 裕君） 4番、稲生です。10月23日に岡田委員さんと一緒に現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号212508番、申請地は、菖蒲小林小学校より北東へ800メートルぐらいのところの位置しており、稲が刈り取られた後でした。周囲は、北側は市道と田、東側が田、西側が田と市道、南側が市道となっております。被害防除につきましては、県の農地改良要綱に規定された勾配と法面や素掘りの側溝を設けることになっているため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま。

以上のとおりで、報告いたします。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

鈴木委員。

○16番（鈴木好雄君） 16番、鈴木です。先日、矢野委員さんと現地を確認してまいりました。

それでは、申請書番号213505番、申請地は、済生会栗橋病院から北へ500メートルほどに位置しております。周囲の状況は、北側が畑、東側も畑、南側が水路、西側が宅地となっております。被害防除については、排水は合併浄化槽を設置し、水路に接続、隣接農地との境界には新設のコンクリートブロック及びマウントアップを設ける計画となっているため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。続いて、申請書番号213506番、申請地は、特養老人ホームローレル高柳から北へ300メートルほどに位置しております。周囲の状況は、北側が市道、東側が市道、南側が水路、西側が県道となっております。被害防除については、雨水は宅内処理を施し、隣接農地はなく、南側の水路との境界には柵を設置するため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。申請書番号213507番、申請地は、栗橋南小学校から北西へ300メートルほどに位置しております。周囲の状況は、北側が畑、東側が市道、南側が市道、西側が宅地及び市道となっております。被害防除については、各区画の排水は合併浄化槽を設置してU字側溝及び水路に接続し、隣接農地との境界には新設のコンクリートブロックを設ける計画となっているため、周囲に被害を及ぼすことはないと思われま

す。以上3案件につきましては、申請書及び現地の状況から許可相当と判断します。以上です。

○会長（岩崎長一君） 矢野委員。

○1番（矢野 学君） 1番、矢野です。先日、鈴木委員と調査をしてきたので報告いたします。

申請書番号214518番、現地は、JR東鷲宮駅より南西に約500メートルの位置にあり、周囲は、北が市道、東が宅地で雑草が生えている状態、南が雑種地、西が畑になっており、隣接する周囲には建物がなく、工事の際にはブロックを2段から5段積み予定になっているので問題はないと思われま

す。申請書番号214520番、現地は、JR東鷲宮駅より西へ約1.2キロのところであり耕うん済みで、北が市道、東が住宅、南も住宅、西が畑、申請地の南側は申請人の実家であり、分家住宅の申請です。周囲も市道と本人の持ち物の畑なので、周囲に被害を及ぼす心配はないと思われま

す。申請書番号214521番、現地は、アリオ鷲宮店より西へ約100メートルの位置にあり、北が市道、東も市道、南が住宅、西が墓地と駐車場になっています。現在の地主の方が転用申請を行っており許可が出ている場所で、私自身も現地調査をした場所でした。周りも新興住宅地になっており、農業をやるには厳しい状況となっているので、また周囲はブロック3段から4段積みの計画となっているので、周囲に被害を及ぼす心配もないと思うので許可相当と思われま

す。214522番、現地は、鷲宮中学校より東に約300メートルの位置にあり、耕うん済みでした。北が私道、東が畑、南も畑、西が市道、申請地の周りは市道と畑になっており、市道と隔てて周りは新興住宅地になっており、農業をやるには厳しい状況になっていますが、住宅建築の際は被害はないと思われま

す。以上になります。よろしく願いいたします。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

11件の調査報告が終わりました。

全体を通じまして質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第5条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第127号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第127号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

なお、鷺宮6番につきましては、議事参与の制限がございますので、これを除いて説明をお願いいたします。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第127号 久喜市農用地利用集積計画の決定について、議案書の13ページからになります。

初めに、申請書番号、菖蒲の34番から菖蒲の40番まで、15ページの一番上段までになります。それにつきましては、借手の方が同一のため一括してご説明をさせていただきます。利用権を設定する農地は、菖蒲町柴山枝郷地内及び菖蒲町上大崎地内の田33筆、合計2万5,596平米でございます。菖蒲の34番から菖蒲の40番につきましては、借手、貸手ともに菖蒲町柴山枝郷在住の方となっております。設定する利用権はともに使用貸借権の設定で、水稻作付5年間で予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、鷺宮の5番、16ページになります。申請書番号、鷺宮の5番、利用権を設定する農地は、東大輪地内の畑3筆、合計2,787平米でございます。借手は行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は東大輪在住の方となっております、農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権は貸借権の設定で、普通畑6年間で予定しているものでございます。賃借料は、反当たり4,500円となっております。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積は、鷺宮6番を除き、新規、再設定合わせて63筆、4万3,096平米でございます。

久喜市農用地利用集積計画の決定についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

新規案件のものにつきましては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をいただきたいと思えます。

なお、鷺宮5番につきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、説明は省略をいたします。

まず初めに、菖蒲34番から菖蒲40番までの借手につきましては、菖蒲11地区の有山推進委員さんですが、本日所用により欠席ということで、事務局より説明をお願いいたします。

○副主幹兼係長（村田直洋君） 申請書番号、菖蒲34番から40番、借手の方については、現在水稻及び野菜を178アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。また、借手の方は、地域との関係も良好であり、中心となる担い手として営農されているとの報告を有山推進委員様より受けております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

以上で鷺宮6番を除く新規案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） なしの声がございましたので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

それでは、鷺宮6番を除き、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

次に、鷺宮6番に移ります。農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、吉岡委員さんにおかれましては暫時ご退席を願います。

〔3番 吉岡憲一君退席〕

○会長（岩崎長一君） それでは、議案について、事務局に説明をいたさせます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書16ページ、鷺宮の6番でございます。申請書番号、鷺宮6番、利用権を設定する農地は、東大輪地内の畑1筆、2,220平米でございます。借手は行田市にあります公益社団法人埼玉県農林公社、貸手は東大輪在住の方となっております、農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権は賃貸借権の設定で、普通畑6年間を予定しているものでございます。賃借料は、反当たり4,500円となっております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 直ちに採決に入ります。

それでは、鷺宮6番について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に賛成の委員の方、挙手願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

吉岡委員の入室を認めます。

〔3番 吉岡憲一君着席〕

◎議案第128号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第128号 久喜市農用地利用配分計画の原案についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第128号 久喜市農用地利用配分計画の原案について、議案書の18ページになります。

鷺宮1番、設定を受ける農地は、東大輪地内の畑3筆、合計4,007平米でございます。借手の方は静岡県川根本町にて農地を耕作している法人であり、現在野菜等を合計300アール耕作しております。全て良好に耕作管理されておりまして、設定する権利は賃貸借権の設定で普通畑6年間を予定しております。賃借料については、反当たり4,500円となっております。

久喜市農用地利用配分計画の原案についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） 説明は終わりました。

それでは、質問をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

それでは、鷺宮 1 番の採決に入ります。

原案に対し異議なしの意見をつけることに賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 鷺宮 1 番につきましては、全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定をいたします。

◎議案第 1 2 9 号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第 129 号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願についてを上程いたします。事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案第 129 号 贈与税の納税猶予に関する適格者証明願についてでございます。議案書の 20 ページ御覧いただければと思います。今回は贈与税の納税猶予に関する適格者証明願が 1 件提出されております。

説明に入る前に、贈与税の納税猶予について簡単にご説明をさせていただきます。贈与税の納税猶予制度については、農業を営んでいる農業者が、その農業の用に供している農地の全部を農業後継者に贈与した場合には、農業後継者に課税される贈与税の納税を猶予し、贈与者または農業後継者のいずれかが死亡したときに免除される制度となっております。その要件については、贈与者の要件として、農地等を贈与した日まで引き続き 3 年以上農業を営んでいること、農業後継者の要件として、贈与者の推定相続人であること、農地等を取得した日の年齢が 18 歳以上であること、農地等を取得した日まで引き続き 3 年以上農業に従事していたこと、農地等を取得した日以後、速やかに農業経営を行うこととございまして、今回は今ご説明させていただいた贈与者が農業を営んでいたか、農業後継者が今後農業経営を行っていくかということについて、農業委員会に対して、その証明を求められているものでございます。

それでは、議案書に記載されている 1 件の個別案件について説明をさせていただきます。対象者の具体的な土地の表示については、菖蒲町小林にあります田 5 筆、畑 13 筆、合計 2 万 2,992.6 平米でございます。贈与者、農業後継者の方ともに、対象地と同じく菖蒲町小林にお住まいの方でございまして、関係は親子となっております。

以上の 1 件についてご審議をお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、申請者の農業従事状況につきまして、菖蒲 7 地区の長谷川推進委員さんより報告をお願いをいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○菖蒲 7（長谷川秀之君） 今回贈与税の納税猶予に関する適格者証明を申請している農業後継者の方及び贈与者の方は、菖蒲町小林にお住まいの方でございます。農業経営状況であります。水稲を約 168 アール、その他野菜、あるいは保全管理ということで、地域との関係もよく、全て良好に耕作管理されております。農業後継者においては年齢も若く、今後も地域の中心となる担い手として営農活動を期待されております。

以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、質問をお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案どおり可決決定をいたします。

◎報告事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第6、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、議案書22ページのほう御覧ください。農地法第4条の届出でございます。今月は3件の農地法第4条の届出を受理しており、市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の24ページから26ページになります。農地法第5条の届出でございます。今月は9件の農地法第5条の届出を受理しておりまして、いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の28ページ御覧ください。こちらにつきましては、農地法第3条の許可申請取下についてでございます。今月は取下願が1件提出されております。こちらにつきましては、農地法第3条、許可申請書が提出されましたが、申請受理後に計画変更のため取下願が提出されたものでございます。

続きまして、議案書の30ページ御覧ください。こちらにつきましては、農地法第5条の規定による農地転用届出取下についてでございます。今月は取下願が1件提出されております。こちらにつきましては、農地法第5条の規定による農地転用の届出が提出されましたが、受理後に計画変更のため取下願が提出されたものでございます。

続きまして、議案書32ページになります。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は1件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、議案書34ページ及び35ページになります。こちらは、時効取得を原因とする所有権移転の通知についてでございます。時効取得による所有権移転登記に関する通知が法務局から5件届けられております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がございました。全体を通じまして何か質問がございましたら、お受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

それでは、進まさせていただきます。

◎協議事項

○会長（岩崎長一君） 日程の第7、協議事項に入ります。

今月は、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者の認定に関する意見照会がございました。

それでは、事務局から照会事項等について、その内容の説明を求めます。

村田係長。

○副主幹兼係長（村田直洋君） それでは、本配付させていただいておりますA4のコピーのもので、表に農業経営

改善計画の認定に係る意見について（照会）とある写しと書かれておりますものを御覧ください。こちらにつきましては、農業経営改善計画の認定、いわゆる認定農業者を認定するに当たり、農業経営者から市に対して改善計画が提出され、こちらを判断するに当たりまして、認定農業者にふさわしいか、農業委員会に意見を求められているものでございます。

資料の1枚目の裏面にございますとおり、こちら桶川市に事務所を置く法人でございます。今回事務所のある桶川市以外で耕作を行っている久喜市、加須市、鴻巣市、伊奈町において認定農業者の申請を行ったとのことでございます。現在の作付面積が2,365アール、目標とする営農類型は水稻による主穀単一経営でございまして、作付面積を3,230アールまで拡大する計画となっております。この法人については、令和3年5月に設立された法人でございまして、現在は法人代表者及びその妻を中心に経営をしており、高性能機器の導入も図り、また中間管理事業等を活用して近隣の農地を確保するとともに、作業効率の高度化を図りながら経営をしていくとのことでございます。申請者は、桶川市及び本市において所有している農地について良好に耕作管理されており、また生産性の向上に意欲的に取り組む姿勢が見られ、中心となる担い手として期待ができ、無理のない範囲で営農を拡大し、農産物の出荷拡大に取り組む姿勢がうかがえることから、今回認定して支障がないものと考えております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） 説明が終わりました。

質問がございましたらお受けをいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、よろしく願いいたします。

では、進まさせていただきます。

それでは、そういうことで桶川市在住の法人の方から提出をされました農業経営改善計画につきましては、今後経営規模を拡大し、地域の担い手として発展されることが見込まれますことから、支障なしの意見で回答したいと思います。支障なしの意見をつけることに賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって支障なしの意見として決定をいたしたいと思っております。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第8、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員の皆様から、これに関して何かございましたらお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） それでは、進まさせていただきます。

◎閉会の宣告 午後 3時43分

○会長（岩崎長一君） 以上をもちまして、本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和3年10月25日

久喜市農業委員会会長 岩 崎 長 一

署 名 委 員 杉 田 孝 行

署 名 委 員 吉 岡 憲 一